

(日本銀行仮訳)

銀行と、レバレッジの高い
業務を行う機関との取引：
バーゼル委員会が提言したサウンド・
プラクティスの実施状況

バーゼル銀行監督委員会

バーゼル
2000年1月

目 次

	頁
はじめに.....	1
・ 監督当局の対応.....	3
・ 当委員会が示した問題点ならびにサウンド・プラクティス についての銀行の見解.....	4
・ サウンド・プラクティスを実施するために銀行が採った 具体的な対応.....	7
1. 銀行の対 HLI 取引および総合的な信用リスク戦略.....	8
2. 情報収集、デュー・ディリジェンス (due diligence) および HLI の信用分析.....	8
3. エクスポージャーの測定.....	10
4. 限度の設定.....	11
5. 担保、早期解約、その他の特約.....	12
6. HLI に対するポジションの継続的モニタリング.....	14
・ 今後とも持続的な検討を要する分野、および今後の 作業に係る提案.....	15

バーゼル銀行監督委員会・レバレッジの高い業務を行う
機関についてのワーキンググループ

議長：Jan Brockmeijer, De Nederlandsche Bank, N.V.

Commission Bancaire, Paris	Frédéric Visnovsky
Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Berlin	Paul Terres
De Nederlandsche Bank, Amsterdam	Raymond Moonen Ralph de Haas
Eidgenössische Bankenkommision, Bern	Dina Balleyguier
Financial Services Authority, London	Paul Wright
Bank of England, London	Dermot Trimble
Board of Governors of the Federal Reserve System, Washington, D.C.	Michael Martinson James Embersit
Federal Reserve Bank of New York	Stefan Walter
Office of the Comptroller of the Currency, Washington, D.C.	Michael Brosnan Kathy Dick
Federal Deposit Insurance Corporation, Washington, D.C.	Miguel Browne
Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, Basel	Paul Van den Bergh

銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引： バーゼル委員会が提言したサウンド・プラクティスの実施状況

はじめに

バーゼル委員会は、1999年1月に「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関（Highly Leveraged Institutions、以下 HLI）との取引」に関するレポートを公表した。このレポートは、HLI に関する銀行のリスク管理実務の質を分析し、関連する監督および規制上の問題について論じたものである。後者については、間接的な監督アプローチ、透明性の強化、および様々な直接のアプローチを含め、幾つかのアプローチが紹介された。政策上のより広範な諸問題については様々な国際的団体において現在検討が進められている。一方、バーゼル委員会は、同委員会の「レバレッジの高い業務を行う機関についてのワーキング・グループ（以下 HLI ワーキンググループ）」を通じて、上記分析レポートと併せて公表したペーパー「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引に関する健全な実務のあり方」の実施状況をモニターすることに集中してきた。

当委員会が提案した様々なサウンド・プラクティスは、ロングターム・キャピタル・マネジメント社（Long-Term Capital Management、以下 LTCM）が破綻に瀕した事件に見られた通り、銀行がヘッジファンドをはじめとする HLI に対するリスク管理実務の甘さを露呈したことに対応して打ち出されたものである。当委員会は、当初の分析ならびに提言の公表から一年を経た現在、当委員会の提言に対する反応について検証を行う。これが重要であるのは、HLI が活動を拡大し続け、金融市場の重要なプレイヤーであり続けると見込まれるからである。

本報告は、G10 諸国の銀行監督当局が 1999 年中に行った非公式のサーベイに基づいている。監督当局は、それぞれの国の銀行が HLI との取引の管理を改善

するためにどのような措置を採ったかを検証しようとした。このサーベイは当委員会の提言に対する銀行の対応を大雑把に描写したものに過ぎないため、今回の追跡調査レポートは、現在までに達成された進歩の暫定的評価として解釈されるべきものである。本調査には、当委員会の分析と提言に対する様々な業界団体の反応に関する当委員会としての評価も含まれている。業界団体の対応は、当委員会の見解と提言を大筋において受け入れ、追認するものであった。

サーベイによってカバーされた期間を通じて、銀行は HLI_s に対するエクスポージャーをかなり削減したように窺われる。但し、HLI_s との間で大規模な取引を行っている銀行の数は国によってかなり異なるという点は銘記しておかなければならない。エクスポージャーの減少は、LTCM 事件の影響により HLI_s をめぐる不確実性が高まったことに対する直接的な反応であった面も大きいかもしれない。しかし、HLI_s に対するリスク管理実務の改善を促すことにより、銀行の行動を今後長期的に評価することも大切である。

当委員会は、1999 年初のレポート公表以後、総じて本分野に進歩がみられたことを認める。当委員会は、銀行監督当局および個別の銀行が、レポートの中で指摘された懸念に対応し、提案されたサウンド・プラクティスを実施するための措置を採ったことを評価する。HLI_s との取引の潜在的なリスクと問題点に対する認識、HLI_s に対する与信政策におけるデュー・ディリジェンス (due diligence) HLI_s との取引に係る担保管理取極め、およびリスク計測の実務といった点において、様々な度合いの進歩が見られた。銀行のこうした改善努力は、HLI_s の活動が金融システムに及ぼす潜在的なリスクを削減する上で重要な役割を果たした。

銀行がカウンターパーティーとしての HLI_s に対する信用エクスポージャーの管理を改善することの必要性については、一般にコンセンサスが形成された。その一方で、より高度なリスク計測・管理技術の開発と実施が難しいケースがあることも判明した。従って、本レポートにおいては、今後とも継続的に注意

を払うべき幾つかの分野が示されている。

HLIs に関する当委員会レポートが指摘しているとおり、HLIs に対するエクスポージャーがどの程度の水準であろうと、全ての銀行およびその他の市場参加者は、大規模な HLIs のデフォルトから生じ得る第二次、第三次の影響を被る可能性が強い。また、当委員会のレポートにおいて取り上げられた問題点の多くは、HLIs 部門のみならず、カウンターパーティー全般に係るリスク管理においても該当する。本レポートはカウンターパーティーとしての HLIs についての進歩に焦点を当てたものであるが、その内容は、全てのタイプのカウンターパーティーについて将来発生し得る問題に照らして考えられるべきものである。従って、本レポートに述べる調査結果と追加提言は、広範な国々および組織の関心の対象となるであろう。

・ 監督当局の対応

監督当局は、自国の銀行にバーゼル委員会の懸念と提言を知らしめるため、様々な措置を採ってきた。この連絡は一般に、書面による連絡、および銀行の上級管理職との会合というかたちで行われた。銀行が対 HLIs 取引を大規模に行っている国をはじめとして、一部の国の監督当局は、定期的なオンサイトの検証に際し HLIs に係るリスク管理の方針と実務を検証するようになった。また、対 HLIs 貸出、あるいは HLIs との間のデリバティブ等の取引からもたらされる有担および無担のエクスポージャーなど、詳細なエクスポージャー情報の提供を求め、そうした情報を入手した監督当局もある。

殆どの銀行監督当局は、その政策ガイドラインにバーゼル委員会が提案した原則を既に組み入れたか、あるいは組み入れる意向にある。監督当局が銀行および銀行検査官に対し、カウンターパーティー信用リスク管理のサウンド・プラクティスに関するガイダンスを公式に提示したケースもある。また、内部管

理システムやリスク管理手続に係る既存の監督ガイドラインの中には、バーゼル委員会の公表したサウンド・プラクティスが適切にカバーされていると考えられる例もあるが、それらガイドラインの適用のあり方は、今や当委員会の公表した「健全な実務のあり方」ペーパーに基づいて変化している。

当委員会は、1999年11月に証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した報告書「Hedge Funds and Other Highly Leveraged Institutions」を歓迎する。当委員会としては、IOSCOが規制対象証券会社の節度ある実務に関して行ったこれらの提言は、当委員会が銀行に対して行った提言と軌を一にしていると考ええる。こうした共通のアプローチを採ることは、競争圧力により節度ある実務が蔑ろにされることを防ぐ上で不可欠である。当委員会は、規制対象であれ対象外であれ、レバレッジを用いる全ての機関がパブリック・ディスクロージャーを行うことの利益についてIOSCOが述べている見解に賛同し、この分野におけるIOSCOの提言を支持する。

・ 当委員会が示した問題点ならびにサウンド・プラクティスについての銀行の見解

一般に、銀行および銀行業界団体は、バーゼル委員会の分析と提言を歓迎している。銀行のリスク管理実務に関して指摘された問題点について、総じて銀行業界は納得している。今日では広く認められているとおり、1998年における問題は、銀行が世評の高い大規模なヘッジファンドに過度の信頼を置いたことに帰すべき部分が多い。その結果、HLIsが過度のレバレッジを用い、かつ透明性の確保もディスクロージャーも行っていなかった状況の中で、銀行の内部統制基準が緩んだのである。競争圧力の下で、一部の銀行は、取引開始当初のデュー・ディリジェンス（due diligence）、エクスポージャーの測定手法、限度の設定プロセス、カウンターパーティー・エクスポージャーの継続的モニタリングなど、有効なリスク管理の決定的要素を軽んじるようになった。銀行は、時

価評価された直接的エクスポージャーに担保を付すというリスク管理手法に過度に依存し、カウンターパーティー・リスクを評価する際には、二次的なエクスポージャーや、市場にストレスが生じた場合の影響などを的確に捉えることを怠った。

当委員会は、HLIs との取引における潜在的なリスクと問題点に対する銀行の認識が著しく強まったこと、また、銀行の内部統制・リスク管理システムの枠内でより明確にこうした問題に対処しようとする気運が高まっていることを喜ばしく思う。例えば、将来の潜在的エクスポージャー（PFE）をはじめとする信用エクスポージャーの測定手法を改善することの重要性、および、より包括的なストレステストを行う必要性を銀行が認識していることは心強い限りである。しかしながら、こうした技術を実施に移すための行動を起こす速度には銀行毎に差異がみられる。また当委員会は、市場圧力や競争の影響により、カウンターパーティーに係るデュー・ディリジェンス（due diligence）基準が再び緩んだり、当委員会の提言において必要性が指摘されているリスク計測・管理面の改善を実施するための努力が後退したりする惧れは依然としてあると考える。従って当委員会は、リスク管理・統制面の改善が持続的に行われるか否かを緊密にモニターしてゆく所存である。

当委員会は、HLIs ワーキンググループを通じて、当委員会の「健全な実務のあり方」ペーパーに対応して各種業界団体が公表した主要な公表ペーパーの幾つかに接した。これらのペーパーには、Counterparty Risk Management Policy Group（CRMPG）が作成したカウンターパーティー・リスク管理に関する報告書、Institute of International Finance（IIF）が作成した「Report of the Task Force on Risk Assessment」、および ISDA の「1999 Collateral Review」が含まれる。

当委員会は、これらの様々な団体が行ったリスク管理実務に関する分析は、おおよそバーゼル委員会が 1999 年 1 月に公表したレポートで示された調査結果や提言を追認するものであると考える。民間部門の報告書は、問題点の多くが

対 HLI 取引に限らずカウンターパーティー・リスク管理全般に関わるものであるという点において、当委員会と見解を共有している。

特に、CRMPG が公表した報告書は、カウンターパーティー・リスク管理の分野において今後行うべき作業の適時な分析を行っている。同報告書は、HLI からの意味のある情報提供は、実効性のあるカウンターパーティー信用評価の基礎として重要であると当委員会が強調している点を追認している。また、同報告書は、提供された情報が与信者側のリスク・テイク部門に伝えられることのないよう適切な措置を講じる必要があるという重要な指摘をも行っている。

規制対象機関から規制当局への情報伝達を強化するために、同報告書は標準的な報告フォーマットに関する概略的な提案を行っている。それは、この標準的なフォーマットに基づいて、金融機関は自主ベースで大規模カウンターパーティー・エクスポージャーについての定量的情報を規制当局に提供することができる、というものである。同報告書は、このような情報は第一義的監督当局のみに提供されるべきだと主張している。更に報告書は、金融機関のシニア・リスク・マネージャーと規制当局側の担当官との間で会合を持ち、システミック・リスクに関する問題を議論することを提案しているが、同時にこのような会合への参加は、小人数の代表者のみに限定されるべきだとも述べている。当委員会は、金融機関と規制当局との間の情報交換が強化されること、およびそれが可能な限り効率よく実施されることについては支持する。もっとも、当委員会としては、監督当局は必要に応じて随時、金融機関が有している全ての関連情報にアクセスできなければならないと考えている。主要な情報提供先は「第一義的監督当局」となるが、グローバルに活動している金融機関の場合は他の当局が支店や子会社に対する監督責任を有しているため、金融機関は第一義的監督当局以外の当局にも、必要に応じ業務主体毎に情報提供を行う用意がなければならないと当委員会は考えている。当委員会はまた、金融市場の全ての主要参加者がパブリック・ディスクロージャーの実務を強化すること、また、

この点に関して Multidisciplinary Working Group が行っている作業の重要性を強調する¹。

各種業界団体は、レバレッジの測定に係る手法上の諸問題についての理解を深めたり、HLIs を含むカウンターパーティーに対する信用エクスポージャーのリスク管理実務を更に改善するための基礎を築いたりすることに貢献している。それらの団体は、法的有効性のある文書化、再確認、担保管理実務といった分野に係る市場整備についても重要な示唆を行っている。当委員会は、これら様々な分野において銀行業界団体が努力を継続することを希望する。

・ サウンド・プラクティスを実施するために銀行が採った具体的な対応

バーゼル委員会は、「健全な実務のあり方」ペーパーの中で、以下の6つの分野を指摘し、これらにおいて銀行はHLIs との取引に係るリスク管理実務の強化に向け努力を継続すべきと述べた。すなわち、(1) 銀行の総合的な信用リスク戦略、(2) HLIs に係るリスクに対処するための情報収集およびデュー・ディリジェンス (due diligence) のプロセス、(3) 信用エクスポージャーの測定と管理、(4) 限度の設定、(5) 担保や早期解約等の約定の利用による潜在的損失の削減、および(6) 対HLIs ポジションの継続的なモニタリングである。当委員会は、これらの論点が銀行の対HLIs 取引に特有のものではなく、カウンターパーティー・リスク管理全般に広く当てはまるものであることを指摘した。個々のサウンド・プラクティスを実施するために銀行が採った具体的な対応は以下のとおりである。

¹ 本ワーキンググループは、グローバル金融システム委員会 (CGFS) の発意により設立され、ニューヨーク連邦準備銀行の Fisher 氏が議長を務めている。本ワーキンググループは、金融機関によるパブリック・ディスクロージャーの強化が可能であるか否か、また、それが有益であるか否かを評価すること、ディスクロージャー書式の草案を作成すること、および、市場参加者と協力のうえ自主ベースのパイロット・スタディを実施することを目的としている。

1．銀行の対 HLI_s 取引および総合的な信用リスク戦略

当委員会は、HLI_s をはじめとする高リスク機関との取引について銀行は明確な方針を有しているべきであり、かつ、それらの方針は当該銀行の総合的な信用リスク戦略と統合的なものでなければならないと述べた。リスク管理アプローチもまた、当該銀行の対 HLI_s 取引のあり方と統合的でなければならない。

LTCM 事件以後、銀行全般は戦略を見直し、HLI_s との取引のあり方に係る規定をより明確化した。この結果、与信政策もしくは HLI_s をトレーディングのカウンターパーティーとして受容する意欲が変化し、HLI_s への関与を大幅に削減する旨決定するに至った例もある。また、HLI_s に対する信用エクスポージャーは全て本部の上層に設けられた与信委員会の承認を得ている、という状態を確保することに力点が置かれた例もある。

銀行が対 HLI_s 戦略の見直しを行ったことは、LTCM 事件の影響によるリスク・テイキング意欲の一時的低下を反映したに過ぎない可能性があるだけに、リスク管理・統制システムを適切に変更しない限り、取引量が再び増大する可能性がある。例えば、競争上ないし営業上の圧力が再び強まる気配を示しており、これが対 HLI_s 取引に係る銀行の信用基準に影響を及ぼす可能性もなしとしない。

2．情報収集、デュー・ディリジェンス (due diligence) および HLI_s の信用分析

当委員会は、HLI_s と取引を行う銀行は HLI_s に特有のリスクを織り込んだ健全かつ明確な信用分析基準を用いるべきであることを強調した。当委員会は特に、銀行がカウンターパーティーとしての HLI_s の活動を熟知し、かつ、個別 HLI の総合的なリスク・プロファイルを把握するため、当該カウンターパーティーに対してオンバランス・オフバランス双方のポジションをカバーする包括的な財務情報の提供を要求すべきである旨強調している。当委員会はまた、

HLIs に対する信用評価、および対 HLIs カウンターパーティー・リスクのモニタリングと管理は、その他の伝統的なカウンターパーティーに係る信用管理以上に複雑かつ時間を要し得る作業であると述べた。

HLIs と取引を行っている銀行は、HLIs の信用分析に係るデュー・ディリジェンス (due diligence) を改善したと報告されている。一部の銀行は、HLIs に対する信用評価の新たな基準を開発した。新たな基準は、特に、内部のリスク管理手続およびオペレーション実務に焦点を当てたものとなっている。HLIs と取引を行っている銀行の中には、より頻繁にファンド・マネージャーと協議し、幹部レベルの会合をより多く持つようになったところもあった。

銀行は、レバレッジやバリュー・アット・リスクの測定値など、より有用な情報を HLIs から得ることにある程度成功したものと見受けられる。一部の HLIs は、恐らくは LTCM 事件後の自衛手段として、こうしたプロセスに積極的に協力してきた。HLIs から提供された情報を評価するため、マーケット・リスク担当職員に信用アナリストをサポートさせた銀行もある。一般に、銀行は今や HLIs から提供された情報を額面どおりには受けとめず、HLIs 顧客の業務の真の姿を把握することに注力する傾向を強めつつある。こうした望ましい展開は見られるものの、当委員会は、一部の銀行が得ている情報は依然として不十分であり、全ての HLIs について意味のある信用評価を行うことができないのではないかと懸念を抱いている。また、健全な信用評価の基礎となるべき文書化や情報の請求についても、依然として方針の甘い銀行がみられる。更に、カウンターパーティーの提供する法的に有効な文書や従来財務諸表情報にとどまらず、より広い範囲の情報を最低限度として要求する場合に起こる問題は、HLIs と取引を行っている銀行の全てが完全に解決し得てはいないように窺われる。

HLIs からのバイラテラルな情報提供の改善状況は一様ではない。銀行は一般に、より小規模な HLIs からはより詳細な財務リスク情報の提供を受けることに成功している。しかしながら、全体としてみれば、HLIs は業務に係る微妙な情

報を銀行カウンターパーティーに提供することには依然として消極的である。守秘義務について正式な取極めを交わすことは一般的な慣行となりつつあるものの、HLIs としては、自らのトレーディング戦略に関わる企業秘密情報を銀行に提供すれば、銀行自身のトレーディング業務を利する結果となりかねないという懸念を払拭できていない。銀行が設置しているチャイニーズ・ウォールの適切性について HLIs と銀行の見解が相違したため、HLIs が当該銀行を優先取引先ブローカー/ディーラーのリストから除外したケースもみられた。多くの銀行は HLIs との取引を強く志向しており、HLIs 業務の獲得競争は高まっている。したがって、カウンターパーティーとしての HLIs に係る信用基準において、文書化や情報の提出要請が競争圧力により甘くなる危険性は依然として残っている。

3. エクスポージャーの測定

バーゼル委員会の報告書は、HLIs へのエクスポージャーに関する銀行の測定技術に改善の余地がある具体的な分野を幾つか指摘した。例えば、特定のカウンターパーティーへの総合的な関与度について意味のある測定を行うためには、将来の潜在的なエクスポージャー(PFE)のより有効な測定方法を開発することが望まれる。また、証拠金の差入れが日々行われている OTC デリバティブなどの取引から生じるカバーされないエクスポージャーを有効に測定する方法を開発すること、および、カウンターパーティーに対する信用エクスポージャーのストレステストを行うことも含まれる。銀行はリスク管理実務を短期間で改善することは難しいと見ており、こうした分野においては総じて進歩が遅い。情報システムの変更が必要となる場合も多いが、Y2K 関連問題への対応に相当の技術資源が割かれていたため、それを近い将来において実行することは難しいかもしれない。また、多くの金融機関は、エクスポージャー測定技術に関するより具体的な提言を含んだガイダンスが CRMPG から提示されるのを待っていた。概念上の作業は 1999 年中に行われているため、本年はその実施に向けて一

段と加速した進歩がみられるものと当委員会は期待する。

PFE の正確な測定については、そうした測定を始めたばかりの銀行もあれば、既存の手法を強化しようとして試みている銀行もある。更なる改善が必要な分野としては、PFE をより頻繁に計算すること、契約残存期間を含む様々な期間を対象として PFE を計算すること、および、各種の商品を横断して PFE を計算するためにモンテカルロ・シミュレーション等の高度な技術を用いること、等が挙げられる。また、多くの銀行は、商品・リスクファクター・期間を跨ってのショート・ポジションとロング・ポジションの相殺効果およびポートフォリオ効果を織り込むために測定手法を強化する必要がある。

カウンターパーティーに対する信用エクスポージャーのストレステストを実施するために、努力は行われている。カウンターパーティーに対する信用エクスポージャーについてストレステストを行うこと、および、限度の設定を始めとする内部リスク管理の中にそれを組み入れることの重要性について、銀行のシニア・マネージャーが認識を高めていることは好ましい傾向である。しかしながら、更なる前進は幾つかの困難によって阻まれている。例えば、マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスクの間の相関をカウンターパーティーに対する信用エクスポージャーのストレステストに如何に反映させるか等の概念上の問題や、システム上の制約、個々のカウンターパーティー毎にエクスポージャー・データを集計するための能力、といった問題である²。

4 . 限度の設定

バーゼル委員会は、サウンド・プラクティスの一つとして、HLIs に対するエクスポージャーに有効な限度を設定することを提言した。そこで強調されたのは、様々なタイプのエクスポージャーを意味のある方法で集計することの必要

² 銀行のストレステストは、多くの場合、ヘッジファンド等の HLIs に対するエクスポージャーに限らず、全ての取引相手に対するエクスポージャーを対象として開発されてきたことを銘記しておく必要がある。

性である。

銀行は一般に、与信限度など、HLIs に対するエクスポージャー制限の見直しを行った模様である。カウンターパーティーとしての HLIs の数を削減した例や、信用度の低い HLIs との取引関係を解消した例がみられた。また、与信限度を削減した例もあった。

しかしながら、前節に述べたとおり、多くの銀行はエクスポージャー管理技術の強化に向けて懸命に努力しているところであり、それは特に、ストレスのある、また恐らくは流動性の低下した市場状況下での清算価値に焦点を当てたものとなっている。この分野における進歩は、カウンターパーティー与信に意味のある限度を設定するための基盤として、特に重要性が高い。銀行は、清算価値の推計値とストレステストの結果を限度設定プロセスに組み入れる必要性を広く認識しているものの、この分野においては更なる作業が必要である。

HLIs 業務に伴う資本コストおよびバランスシート・コストに対して銀行が注目を強めつつあることは好ましい傾向である。例えば、流動性の低いポジションや集中度の高いポジションに対して内部的により高い所要自己資本を課すため、資本配分プロセスに改良を加えようとしている銀行がある。こうした試みは、リスク/リターン分析に業務の焦点を再びあてることにつながるであろうし、限度の設定にも貢献する可能性がある。

5 . 担保、早期解約、その他の特約

バーゼル委員会は銀行に対し、HLIs と取引を行う際は、担保、および早期解約等の特約を HLIs の信用度や性質に照らして設定すべきであると提言している。銀行は、より先見的に信用リスクを管理することを奨励されている。

多くの国の銀行は、資本の大きさおよびリスク・プロファイル（例えば VaR エクスポージャー）に示されているカウンターパーティーの信用度をより正確に担保政策に反映させるため、同政策の修正を行ってきた。また、銀行は全般

にカウンターパーティーとしての HLI への取引における日々の担保管理を改善した。多くの銀行は、特に HLI と新たな取引を行う場合などにおいて、追加的な当初証拠金の差入れを求めることができるようになった。エクスポージャーを時価評価して所要担保額を日々調整することも、より一般的な慣行となりつつある。証拠金差入れの対象となるエクスポージャーの下限を引き下げた例もある。更に、HLI がマージン・コールを満たす迄の所要時間を削減する努力が行われ、信用度の低い HLI に対しては担保の即時差入れが求められた。多くの場合、銀行は標準的なマスター・アグリーメントの利用を拡大することが有益であることを見出した³。しかしながら、担保や証拠金の所要額と清算価値の内部推計値をより密接に関連付けるためには、更なる作業を行う必要がある。

HLI への OTC 取引において、カバーされないエクスポージャーを削減するために用いられたいまひとつの手法は、カウンターパーティーが追加証拠金要請を十分満たさない場合にシグナルを発する早期警戒システムの設置である。PFE を含むエクスポージャーの算出モデルに調整を加え、担保価値の変化および同変化が有担保ポートフォリオにおけるカバーされないエクスポージャーに及ぼす影響を織り込んだ例が幾つか見られた。モデルは、流動性の制約や市場状況の悪化を前提として担保ポートフォリオの清算をシミュレートしたり、ストレス市場に対するエクスポージャーを削減するために超過担保を徴求するとすればどの程度の額が必要であるかを推計したりするためにも用いることができる。更に、HLI への間の OTC デリバティブ取引および他のトレーディング業務・ファイナンス業務から生じるエクスポージャーをカバーする担保の適格基準を見直した例もある。これは、担保価値とカウンターパーティーのデフォルト確率、または担保価値と当該契約の市場価値との間に負の相関関係が有り得る、という事実を考慮に入れた結果である。

HLI の信用度が甚だしく低下した場合に、解約等の対応を採ることを認める

³ 金融機関は、ISDA や CRMPG の作業から、柔軟性の拡大やネットティング取極めなどについて金融業界としてのより統一的なアプローチが生まれることを期待している。

特約 (covenants) の使い方を改善できた銀行がいくつかあった。従来どおり、クローズアウト条項は主としてネット資産価値 (NAV) の大幅な変化を想定している模様である。ただし、解約手続きの開始が可能となる NAV 値をかなり上回るレベルに早期警戒トリガー特約が設定された例もいくつかみられた。透明性特約 (transparency covenants) は、HLIs が情報提供を怠ることを防ぐうえで有用であると認められてはいるものの、そうした特約が実際にどの程度の範囲をカバーするのかは明確になっていない⁴。

6 . HLIs に対するポジションの継続的モニタリング

バーゼル委員会のサウンド・プラクティスについての提言は、最後に、HLIs に対するポジションの継続的モニタリングのプロセスについて言及している。銀行は、カウンターパーティーとしての HLIs の信用度、および同カウンターパーティーに対するエクスポージャーの変化を評価する有効なモニタリング・システムを設置していなければならない。HLIs のリスク・プロファイルおよびリスク管理能力を評価する際は、ストレスを受けた市場状況が発生する蓋然性を考慮しなければならない。

殆どの銀行は、内部的なリスク管理機構や管理システムに大幅な変更を加える必要はないと考えている。銀行は主として、カウンターパーティーとしての HLIs を分析する際のデュー・ディリジェンス (due diligence) に係るガイドラインを改善すること、カウンターパーティーに対する信用エクスポージャー (PFE を含む) のカバーされない部分をより正確に測定する手法を開発すること、およびストレステストを行うことに力を注いできた。しかしながら、モニタリング目的のために特別なバックオフィス手続きを設定した例も少数ながらみられた。また、HLIs の信用度を再評価する頻度を増した銀行もある。これらに加え、

⁴ 一部の市場においては、クロス・デフォルトないし相殺条項の有用性が認められつつある。1998 年中にこうした条項を用いた銀行は殆どないが、本条項が解約イベント (termination event) のデュレーションを大幅に削減し得るということは、既に多くの銀行により認識されている。

経営上層部に対する報告の質はエクスポージャー測定技術の質と密接な関係にあるということを銘記すべきである。従って、銀行がより正確で意味のあるエクスポージャー測定技術を実用化する頃には、経営情報システムの質も同時に改善されるであろうと期待される。

・ 今後とも持続的な検討を要する分野、および今後の作業に係る提案

上記のような前進はみられるものの、銀行、監督当局、および国際的団体が今後とも検討を深めてゆかなければならない分野が幾つかある。銀行はHLIsに対するカウンターパーティー・リスクの管理手順を改善したが、当委員会としては、こうした改善を定着させ、更に前進させるため銀行および監督当局は継続的な努力を行わなければならないと考える。そうした努力は、金融機関のリスク管理を改善するという、より広範な努力の一環として行われることが大切である。金融機関のリスク管理改善は、民間金融機関、監督当局双方にとって今後とも継続的な関心事となるであろう。

当委員会は、銀行が行うべき更なる努力として、HLIsとの与信関係を開始する際のデュー・ディリジェンス (due diligence)・プロセスに加えた改善を確実なものとし、更に発展させることが重要であると考えます。また、カウンターパーティー・リスクを継続的に評価するプロセスに加えた改善も確実化する必要がある。

銀行は、1998年に経験した困難の再発を防ぐため、カウンターパーティーとしてのHLIsから適切な情報を入手し、これを分析することが大切である。この分野には明らかに改善の余地があり、銀行および銀行の業界団体はHLIsから適切な情報を得るために集団的努力をおこなわなければならない。銀行は、そうした努力の一環として、HLIsのトレーディング戦略に係る企業秘密情報が銀行自身のトレーディング部門に伝わることを確実に防止するための明示的な措置

を採るべきである。

当委員会によるサウンド・プラクティスの提言の一部については、実施に至るまでに更なる努力を要する。特に努力を要する分野は、エクスポージャー測定技術の改善とストレステストの利用である。これらの複雑な技術的分野は、様々な業界団体の既公表報告書においても取り上げられている。当委員会としては、技術的な困難はあっても、この継続的なプロセスにおいて大きく前進するため更なるステップがとられる必要があると確信する。バーゼル委員会は、当委員会提言の実施に向けて業界がどの程度前進しているかを、緊密にモニターし続ける所存である。

監督当局による更なるフォロー・アップについては、各国レベルにおいて監督当局と銀行の継続的な相互関係を通じて対処することが考えられる。特に、監督当局は銀行の対 HLI_s エクスポージャーについて引続き適切な情報を得ることを望むであろうが、そうした情報を如何に入手するかは国毎に異なるであろう。また、監督当局は引続き、銀行の HLI_s への関与に係る重要情報を他国の監督当局とバイラテラルに共有することが有益であると考えている。

当委員会は引続き、G10 諸国の監督当局に対し、HLI_s およびカウンターパーティー全般に対する銀行のリスク管理実務を強化するためにそれぞれの当局が採るアプローチを調整する場を提供する所存である。当委員会のリスク管理小委員会は、その活動範囲の中に、HLI_s に対する銀行のリスク管理実務を継続的に分析・評価する作業を含める。更に、当委員会が 1999 年 6 月に公表した自己資本合意改定のための市中協議文書では、所要自己資本とリスク・カテゴリーを密接に関連付けること、および、担保等の信用リスク削減手法を自己資本規制の枠組みの中で健全かつ統合的に取り扱うことが提案されている。これに沿って、当委員会は銀行以外のカウンターパーティーに対する OTC デリバティブ・エクスポージャーに適用されている 50% というリスク・ウェイトの上限を廃止するとともに、レポ取引については最大担保評価ルールを導入することを

検討している。最低所要自己資本に係るこれらの採り得る修正（当委員会の提案する新たな枠組みにおける「第一の柱」）は特に HLI のみを対象としたものではないが、銀行と HLI の関係にはこれらの取引手段が絡んでいる場合が多いため、結果的に影響が及ぶことになる。また、当委員会は新たな枠組みの「第二の柱」において、個々の銀行のリスク・プロファイルおよび当該行のリスク管理手順の質と、自己資本規制上の扱いの差異をより直接的に結び付けることを提案している。

最後に、国際的団体による更なる作業について述べれば、当委員会はこれまでに行われた共同作業を引続き支援してゆく所存である。バーゼル委員会、IOSCO、および CRMPG によるサウンド・プラクティスの基準を実施する気運が、特に将来の潜在的エクスポージャーの測定やストレステストなど相当な注力を要する技術的分野において確実に維持されるよう、バーゼル委員会は今後とも他の監督グループと協力し、また金融業界との対話を確立してゆく所存である。以下は、そうした協力関係の枠組みとなるう。

バーゼル委員会の小規模なサブグループと IOSCO の HLI タスクフォースがグループを組成し、HLI との取引における銀行と証券会社のリスク管理実務について、共通の関心分野を明確にすることが提案される。IAIS もまた、保険に係る特別な関心事項があれば、このグループに参加することもあり得よう。

更に本グループは、一定の限られた期間のうちに、以下の 2 分野における進歩を定期的に検証することとなるう。

- (1) 将来の潜在的エクスポージャーの測定、流動性の評価およびストレステストなど、難易度の高い技術的案件における業界の改善状況の評価。これは、そうした手法の積極的な開発で知られ、業界のベスト・プラクティスおよび個社レベルでの実施に関する最新の動向に詳しい少数の会社を招いて対話するという方法により行うことができよう。こうした協議は各会社の企業秘密である微妙な情報に焦点を当てるものではなく、また、特定の

縁故会社のみが選択されるという不公平を避けるため、対象会社を順繰りに交代させることも考えられる。

- (2) リスク管理プロセス全般の改善における進歩。本分野の検証には各社の企業秘密である微妙な情報が絡むため、集団形式による直接対話を通じて検証を行うことは不適當であろう。グループのメンバーは、個々の会社とのバイラテラルな監督関係を通じて、観察された進歩につき報告を行うことになろう。

本グループの目的は、こうした分野における進歩のベンチマーキングを行おうとすることにある。本グループが恒久的な性格を帯びたり、その有用性が失われた後も存続したりすることを確実に防止するため、会合は12～18ヶ月の期間内に2、3回開催するものとし、その後は、作業を継続しなければならない不可避的な理由がない限り、グループは自動的に解散する。

また当委員会は、金融安定化フォーラムおよび同フォーラムのHLIsワーキンググループをはじめ、他の国際的団体とHLIsに関する公共政策問題に関して引き続き協力してゆく。当委員会は、銀行およびその他の金融市場参加者がHLIsとの取引を健全なリスク管理原則の下で行い、それによって金融の安定に資することを確実にするため、上記フォーラムの活動ならびに金融市場当局が協調して行う努力に積極的に貢献する所存である。